

県南広域振興局長告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年12月6日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 工区に含まれる地域の名称 2 工区 胆沢郡金ヶ崎町六原後平2番2の一部、16番3、17番1、18番1、19番1、19番2、21番、22番1及び22番2並びに六原土井道合2番、6番、24番1、24番2、24番12、24番13、25番5及び39番5の各一部並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市肴町4番5号4階 株式会社カガヤ不動産